

## 漢晋における贈賻制度について

劉, 可維  
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/1498410>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 42, pp.68-96, 2014-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 漢晋における贈賻制度について

劉 可 維

### はじめに

表題に掲げた贈賻とは死者に哀悼の意を示すものとして、死者や喪家に贈る財貨・物品、或いはそのような物を贈る儀礼をいう。儒家經典に記される贈賻の贈与は一種類だけではなく、それらの内容については、『春秋穀梁伝』隱公元年（前七二二）に、「乘馬曰賻、衣衾曰襚、貝玉曰含、錢財曰賻」とある。また、儒家經典に見える贈賻の用途を整理すると、次のようになる。

#### 種類

#### 内容

- 贈 埋葬の前に、喪家に出棺の助けとして渡す車馬
- 襚 小斂の際に、死者を着せる斂衣、及び副葬するための服
- 含 小斂の際に、死者の口に入れる貝玉
- 賻 喪事用の物品ではなく、喪葬儀礼を扶助するための財貨

右で表記に示したような物品及びそれらを贈与する行為の総称はもともと存在しなかった。しかし、唐代になると、贈賻という言葉が礼典における正式な用語となつてゐる<sup>1)</sup>。よつて、本稿では贈賻をこのような諸形式の総称として用

い、具体的な贈・椀・含・賻の贈与はそれぞれ贈贈・贈椀・贈含・贈賻と呼び区別することとする。

上述した贈賻の各物品は主に喪葬における小斂や出棺の際に使用するものである。儒家經典の『儀礼』・『礼記』には贈賻の儀式を詳しく規定している<sup>22</sup>が、贈与の基準及び数量などについてはほとんど記されていない。また、先秦時代の史料には贈賻に関する法令が全く見えない。つまり、先秦時代における贈賻制度は主に儀礼の面にとどまっていたと考えられるのである。その後の変遷を経て、律令制が完備した唐代になると、贈賻制度は国家の律令によって規定が確立されるに至っている。筆者は先に唐代の喪葬令に規定される贈賻の内容・基準・手続きなどの具体的な実態について解明した<sup>23</sup>。しかし、凶礼に由来する贈賻が如何にして律令制に基づく国家制度となっていたのか、といった問題についての詳細は未だ明らかにはされていない。

私見によれば、唐代における贈賻制度の基礎の確立期は、漢晋時代に遡るといえることができる。漢晋時代になると、贈・椀・含・賻の贈与がすべて現れ、初めて官員の身分に応じた贈与の基準が形成されている。また、滋賀秀三氏が指摘するように、西晋の泰始律令は中国法制史上における真の意味での律令の形成を示している<sup>24</sup>。その泰始律令には贈賻の贈与に関する制度が定められていたと考えられる。そのため、国家の律令制に基づく贈賻制度の形成を検討するには、漢晋時代における制度の実態を追究しなければならない。

漢代の贈賻について、鎌田重雄氏は前漢における賻の実例に基づき、二千石に対する賻物の量に関する基準を推定している<sup>25</sup>。杉本憲司氏はさらに後漢における贈賻の実例を整理しており、後漢では明確な贈賻の基準は存在していない<sup>26</sup>。したが、およそ二千石以下・中二千石及び万石の三つの等級が存在したことを指摘している<sup>27</sup>。

西晋の贈賻制度についての専論は管見の限り見当たらないが、張鵬一氏が西晋の喪葬令を復原し、贈賻の贈与に関する「三公・大司馬・大將軍薨、天子發哀于朝堂、賜秘器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹、加諡」の記述を令文として復原している<sup>28</sup>。ここに見える「朝服一具」・「衣一襲」は贈椀であり、「錢三十万」・「布百匹」は贈賻に属する。この条文の復原が正しいとすれば、西晋における贈賻制度の内容を示すことになるであろう（ただし、この復原には後

述するように問題がある)。

以上はいずれも漢晋における贈賻制度に関する研究であるが、以下のような問題点も存在している。

(1) 先行研究は、秩石など漢代における幾らかの贈賻の基準を論じているが、これらの基準が如何にして形成されたか、またどのような形で規定されていたかについては未だ十分に明らかにされていない。

(2) 張鵬一氏は『晋書』の記事から、西晋における三公・大司馬・大將軍に対する贈賻の喪葬令を復原しているが、この復原は法制史料を根拠としたものではない。従って、そのような規定が西晋において如何なる形で法令として存在していたか、という問題についてはさらに検討が加えられるべきである。

(3) 法制面だけではなく、漢代以来形成されてきた礼制、特に服制も西晋の贈賻制度に影響を与えた。「朝服一具」・「衣一襲」の贈賻は西晋になって初めて現れたものであり、南北朝における最も普遍的な贈賻となっている。西晋におけるこのような制度が如何にして漢代以来の服制から形成されたかという点については未だ考察されていない。

上述の問題点を踏まえて、本稿では漢代における法制史料に基づいて、贈賻に関する具体的な制度を検討し、漢代におけるこれら制度の形成過程を説明する。また、西晋の時整備された秦始律令には、贈賻の贈与がどのように規定されていたかについても合わせ検討する。以上の考察により、本稿では漢晋時代における贈賻制度が如何にして現れ、如何にして国家の律令体制に組み込まれたか、の解明を目指す。

## 一 漢代の贈賻制度

### (1) 二年律令と景帝中元二年詔に見える贈賻制度

管見の及ぶ限り、先秦時代の法令には贈賻の贈与に関する規定は見出せない。これは当時の贈賻が主に儀礼に従って行われていたことに起因すると考えられる。漢代になると、二年律令と景帝中元二年詔に官員や諸侯王に対する贈賻の規定が現れ、前漢の前半期には、律や詔の形に基づく贈賻制度が確立されている。

張家山漢簡に見える二年律令の賜律は漢代における賞賜の内容や基準に関する律文である。この賜律では、官員の官秩に応じた衣の贈与が規定されている。すなわち、二年律令 賜律 二八三簡<sup>⑧</sup>に、

(前略) 二千石吏不起病者、賜衣・襦・棺及官衣裳(裳)。

とあり、また、二八四簡に、

郡尉、賜衣・棺及官常(裳)。千石至六百石吏死官者、居鼎賜棺及官衣。五百石以下至丞・尉死官者、居鼎賜棺。

とある。二年律令二八三簡と二八四簡は在職の二千石から五百石以下の丞・尉に至る各級官員に対し衣や棺などの物品を贈与することを規定している。ここに見える「不起病」とは、官員が在官中に死ぬことの婉曲表現である<sup>⑨</sup>。そのため、贈与の「衣」や「官衣裳」は小斂や副葬のために与えられるものであると推定される。死者に小斂や副葬用の服を贈与するのは凶礼に規定される襚である。つまり、二八三簡と二八四簡に見える「衣」や「官衣裳」はすべて凶礼に見える襚に相当するものであろう。

先行研究は二八三簡・二八四簡に見えるそれぞれの服について、『説文解字』や『釈名』に基づいて考察しており、「衣裳」は服の総称ではなく、「衣」は上着で「裳」は下着であるとしており、また「襦」は短衣であるとしている<sup>⑩</sup>。前掲の賜律に見える「官衣裳」は官員が着用するものであると考えられる<sup>⑪</sup>。二八三簡と二八四簡が規定する贈襚の等級を整理すると、次の表のようになる。

二千石	郡尉	千石から六百石
衣・襦・官衣・官裳	衣・官裳	官衣

漢晋における贈賻制度について(劉)

この表を見ると、二千石の官員に対する贈綵は一通り揃っているのに対し、郡尉や千石から六百石に至る官員に贈る服はすべてが揃っているわけではない。従つて小斂や副葬の際には、官員の親族によつてそれらの服が揃えられなければならないであろう。また、二年律令 賜律 二九〇簡に、

諸当賜、官毋其物者、以平賈(價) 予錢。

とある。ここから、実際には二八三簡・二八四簡に規定される実物の服の代わりに、それに相当する錢を贈ることも許されていた。賜律には賜与の服の寸法と素地についてはつきり限定されている<sup>②</sup>ため、服の代わりに錢で渡す場合においてもその額が定められていた。

二八三簡・二八四簡には、綵のほか、棺の贈与も記している。儒家經典には、喪葬儀礼における棺の贈与を言及していない。つまり、棺は凶礼に定められた贈賻の範疇に入っていない。そのため、二年律令の賜律は官員の秩に応じた額の綵を贈ることを定めているが、ほかの贈賻の制度は未だ確立されていない。

景帝中元二年(前一四八)、諸侯王と列侯の事務に関連する詔が公布され、その中で贈賻の贈与について言及している。その内容は、『漢書』卷五 景帝紀に、

(中元) 二年春二月、令諸侯王薨、列侯初封及之国、大鴻臚奏諡・誄・策。列侯薨及諸侯太傅初除之官、大行奏諡・誄・策。王薨、遣光祿大夫弔綵祠贈、視喪事、因立嗣子。列侯薨、遣太中大夫弔祠、視喪事、因立嗣。

とあり、その顔師古注に、

忠劭曰、衣服曰綵。祠、飲食也。車馬曰贈。

とある。中元二年詔には綵のみならず、贈の贈与も記している。ここに見える贈は車馬を用いて送葬を助ける贈与である。中元二年詔の主旨は、諸侯王と列侯が亡くなった際の諸事務とそれらを処理する官員を規定することであり、その中に諸侯王に対する綵・贈の贈与が規定されている。しかし、中元二年詔では綵・贈の基準については全く見られず、

ただ光祿大夫に諸侯王に対して榼・贈の贈与を行わせることのみが見られる。

以上では二年律令の賜律と景帝中元二年詔に見える贈賻に関わる規定について検討した。賜律には贈榼の基準以外、ほかの贈賻の内容に対する条文は全く見えない。中元二年詔はただ諸侯王の喪葬事務を扱う官員に關して記すのみである。これらの法令には、後代の贈賻制度の中で普遍的に行われた贈(車馬)と賻(財貨)の贈与は未だ現れていない。それだけではなく、当時死者に車馬と財貨を与える記事もほとんど見られない。そのため、漢代の前半期には、国家からの贈賻・贈賻の制度は未だ成立していなかったと考えられる。

## (2) 二千石に対する賻の故事

賻は財貨によつて喪家を扶助するものであり、歴代の贈賻制度の中でもすべての官員を対象とした最も普遍的なものである。前述したように、前漢の前半期には官員に対する贈賻の制度は未だ成立していない。しかし、宣帝・元帝期になると、亡くなった二千石・中二千石の官員に対する錢百万に相当の贈賻の例が幾つか見られる。『漢書』卷七六 尹翁歸伝には、

元康四年(前六二)、(尹翁歸)病卒。家無餘財、天子賢之、制詔御史、「(中略)其賜翁歸子黃金百斤、以奉其祭祠」。

とある。尹翁歸はもともと宣帝期における扶風太守(二千石)であり、彼が死んだ際、経済的に貧窮していたため、宣帝は百斤の黄金を彼の子に贈与している。宣帝期に定められた黄金と錢の交換比率では、一斤の黄金が一万錢に相当する<sup>③</sup>。すなわち、尹翁歸の子に賜与された百斤の黄金は、およそ錢百万に当る。また、『漢書』卷八八 歐陽生伝に、

元帝即位、(歐陽)地餘侍中、貴幸至少府、戒其子曰、「我死、官属即送汝財物、慎毋受。汝九卿儒者子孫、以廉絜著、可以自成」。及地餘死、少府官属共送數百万、其子不受。天子聞而嘉之、賜錢百万。

漢晋における贈賻制度について(劉)

とある。歐陽生の子孫である歐陽地餘は中二千石の少府卿であり、彼が言う「官属」は少府の属官の意味である。歐陽地餘の息子は彼の遺言に従って、少府の属官たちが贈った数百万の銭を受けなかった。元帝はこの行為を表彰するため、あえて銭百万を賜与した。息子を戒める地餘の遺言の中では、皇帝や国家から与えられる財物には言及していないため、当時、皇帝や国家からの財物（賻）の贈与は未だ制度として存在していなかったと考えられる。そのほか、『漢書』巻七十二 貢禹伝に、

為御史大夫数月卒、天子賜錢百万。

とある。御史大夫（中二千石）の貢禹が死亡した際、元帝も銭百万を賜与している。尹翁歸・歐陽地餘・貢禹に対する金銭の贈与は制度に規定された賻ではなく、一時的な帝賜によるものであるが、次の『後漢書』巻三十一 羊統伝からそのような帝賜は結局二千石の官員に対する賻の基準となっていたことが読み取れる。

（前略）而徵為太常、未及行、会病卒、時年四十八。遺言薄斂、不受贈遺。旧典、二千石卒官、賻百万。

邢義田氏が指摘するように、ここに見える「旧典」は漢代の故事である<sup>①</sup>。漢代の故事は漢代において皇帝側や各官署で形成された慣例である。上記の史料から、漢代における二千石の官員に銭百万の賻を贈与する故事が存在するようになっていたことがわかる。鎌田重雄氏は前掲の『後漢書』における二千石に対する贈賻の故事と元帝により歐陽地餘に贈られた銭百万の賻とは関係があることを示唆している<sup>②</sup>。歐陽地餘の例以外の、尹翁歸や貢禹に対する銭百万に相当する賻も一時的な帝賜であるので、筆者は『後漢書』に見える「二千石卒官、賻百万」の故事は宣帝・元帝期の二千石に対する贈賻によつて形成された故事であると考ええる。廣瀬薰雄氏は漢代における故事の形成が、一度の行為↓先例↓条文化された故事、のような三段階を経ていたと指摘している<sup>③</sup>。宣帝・元帝期における二千石に対する銭百万の賻は未だこの一度の行為の段階であつたと考えられる。

また、前掲の尹翁歸は二千石であり、歐陽地餘・貢禹及び後漢の羊統は中二千石であり、彼らに贈与された賻はすべて銭百万に当るため、二千石に対する贈賻の故事は二千石と中二千石を含んでいたと推定できる。『後漢書』羊統伝に



において、前漢の故事を引用していることを踏まえると、後漢でも二千石に銭百万の賻を贈与するという基準が依然として存続していたことがわかる。

以上を整理すると、前漢の宣帝・元帝期に死亡した二千石官員に対し銭百万に相当する賻の賜与が行われた例が幾つか見られる。このような一時的な帝賜は次第に二千石に対する賻の基準に関する故事となっていた。

### (3) 霍光故事に見える賻贈

賻贈は凶礼に由来するものであるので、宣帝以降において儒家思想の影響力が拡大するとともに喪葬儀礼における賻の贈与も発展していったと考えられる。次の『漢書』巻六八 霍光伝に見える宣帝期の霍光に対する賻贈の内容は非常によく整ったものである。

光薨、上及皇太后親臨光喪。太中大夫任宣与侍御史五人持節護喪事。中二千石治莫府塚上。賜金錢・繪絮・繡被百領、衣五十篋、璧珠璣玉衣、梓宮・便房・黄腸題湊各一具、椁木外臧椁十五具、東園温明、皆如乘輿制度。載光尸

柩以輜輶車、黄屋左纛、笄材官・輶車・北軍五校士軍陳至茂陵、以送其葬。  
 ここに見える「繪絮」は服の材料の繪帛や糸綿、或いは繪や絮で作られる服を指しており、綵に属する。また、輜輶車は出棺において亡骸を載せて埋葬地に運ぶ喪車であり、賻に属する。いま、霍光に対する賻贈を整理すると、次の表のようになる。

含	綵	賻	賻
璧・珠璣 <sup>(1)</sup>	繪絮・繡被百領・衣五十篋 ・玉衣	輜輶車・黄屋左纛	金錢

漢晋における賻贈制度について(劉)

右の表からは、霍光に与えられた贈賻が極めて豪華なものであり、『儀礼』や『礼記』に記された四つの贈賻の形式がすべて見られる。漢代における霍光の特殊な地位を踏まえると、それらの贈賻は至上の殊遇と見なすべきであろう。次の『漢書』卷九八「元后伝」に見える王音・王商の記事（成帝期）から、このような殊遇は結局重臣への贈与の故事となつたことが窺われる。

王氏爵位日盛、唯（王）音為修整、教諫正、有忠節、輔政八年、薨。弔贈如大將軍、諡曰敬侯。（中略）（王）商薨、弔贈如大將軍故事、諡曰景成侯。

霍光が大司馬・大將軍などの要職を歴任し、博陸侯に封ぜられたため、霍光に関する故事はまた大司馬故事・大將軍故事・博陸侯故事などと称される。元后伝に見える「大將軍故事」とはすなわち、霍光故事のことである。前掲の霍光伝の記事は、その霍光故事の具体的な内容であろう。

霍光故事には、物品の贈与だけではなく、その他の儀礼も含まれている。前掲の霍光伝に見える「護喪事」は太中大夫と侍御史によつて喪葬の過程や儀礼が監督されることを意味する。そのため、喪葬儀礼の進行や贈賻の贈与などの場合、それらに対応する儀礼にも従わなければならない。例えば、霍光伝に見える「発材官・輜車・北軍五校士軍陳至茂陵、以送其葬」の送葬の礼は、霍光故事における重要な一部分であり、後漢には依然として出棺の際の故事として参照されていた。『後漢書』卷一六「鄧騭伝」に載せる鄧騭の兄である鄧弘の記事に、

元初二年（一一五）（鄧）弘卒。（中略）將葬、有司復奏發五宮輜車騎士、禮儀如霍光故事。

とある。以上の検討により、喪葬に関する霍光故事の内容は、礼と物の二要素によつて構成されたものであることが明らかとなった。実態面を見れば、漢代には霍光故事に定められた礼と物を得る人物は非常に少なく、主に輔政や開国の重臣である<sup>18)</sup>。よつて、そこに見える喪葬儀礼や贈賻物品が漢代における最高級の礼遇を示していることは疑いない。

(4) 丞相故事に見える贈賻

前漢の成帝期には、丞相に対する贈賻の贈与も整備され、それらは故事に従って行われていた。このことについて、次の『漢書』卷八四 翟方進伝に、

方進即日自殺。上秘之、遣九卿冊贈以丞相高陵侯印綬、賜乘輿祕器、少府供張、柱欄皆衣素。天子親臨弔者數至、礼・賜異於它相故事。

とあり、その顔師古注に、

師古曰、『漢旧儀』云、丞相有疾、皇帝法駕親至問疾、從西門入。即薨、移居第中、車駕往弔、賜棺・棺斂具、賜錢・葬地。葬日、公卿已下会葬焉」

とある<sup>9)</sup>。翟方進伝に見える「它相故事」はほかの一般的な丞相に対する故事であり、すなわち喪葬に関わる丞相故事のことである。それから考えると、丞相の喪葬における各事務は当時すでに故事に従うという形で行われていたであろう。翟方進は成帝綏和二年（前七）に自殺したので、その丞相故事は遅くとも成帝期には成立されていたものである。顔師古注が引用する『漢旧儀』の記事は丞相に対する喪葬の故事であり、すなわちその丞相故事の内容である。その内容には、錢の贈賻が見られるが、具体的な額が残っていない。しかし、漢代の故事は前代の先例によって定められたものであるため、当時先例の額に従う贈賻の基準も存在していたと考えられる。

また、皇帝が翟方進に賜与した「乘輿」は賻に属するが、賻は「它相故事」には見えない。翟方進に対する賻は、「它相故事」とは別に加えて賜与されたものであり、一般の丞相に対する贈賻の故事には賻は含まれなかったであろう。前漢における賻の贈与の実例は極めて少なく、上述の霍光と翟方進以外では孔光に対する賻の贈与が見えるのみである。

『漢書』卷八一 孔光伝に、

光年七十、元始五年（五）薨。莽白太后、使九卿策贈以太師博山侯印綬、賜乘輿祕器、金錢雜帛。（中略）載以乘

漢晋における贈賻制度について（劉）

輿輜輓及副各一乘。

とある。孔光は要職を歴任し、二度丞相を担当した人物で、最終的には自ら職を辞して王莽の勢を避けていた。そのため、孔光に対する贈賻の等級は一般的な丞相より高い。翟方進・孔光の身分を見ると、彼らに対する贈の贈与は特例であつたと考えられる。

以上を整理すると、前漢成帝期には丞相の喪葬各事務はすでに故事として制度化されており、その内容は賻の基準を含むものであつた。また、特例の場合、賻に加えて贈の贈与も行われた。

### (5) 後漢の贈賻制度

杉本憲司氏は後漢の史料に見える賻の実例を集め、後漢では官員に対する明確な贈賻の基準が形成されておらず、およそ二千石以下・中二千石及び万石の三つの等級が存在したことを指摘している。また、前漢の賻が錢だけであるのに対し、氏は後漢においては錢以外、すなわち織物や穀物も合わせて贈与されていたことを指摘している<sup>20</sup>。ただし、次の史料から、後漢における錢・織物・穀物の組み合わせは統一されたものではなかつたことがわかる。『後漢書』卷八一 温序伝に、

光武聞而怜之、命(王)忠送葬到洛陽、賜城傍為冢地、賻穀千斛、縑五百匹。除三子為郎中。

とあり、『後漢書』卷一〇上 光武郭皇后紀に、

以太牢具上郭主冢、賜粟万斛、錢五十万。

とあり、『後漢書』卷二六 韋彪伝に、

永元元年(八九)卒、詔、「(中略)其賜錢二十万、布百匹、穀三千斛」

とある。以上の史料に錢・織物・穀物のさまざまな組み合わせが見えるため、後漢の贈賻の内容が未だ定められていな

かったことが看取される。また、前掲の『後漢書』羊統伝「旧典、二千石卒官、賻百万」は、後漢における賻の贈与が前漢の故事を参照して行われていたことを示している。

以上の内容を整理すると、後漢における、官員に対する贈賻の基準は明確ではないが、三つの等級が存在しており、賻の贈与は依然として前漢の故事を参照し、錢・織物・穀物を組み合わせて贈与していたことがわかる。

前掲の景帝中元二年詔は諸侯王に対する賻・贈の贈与に言及しているが、前漢では諸侯王に対する贈賻の基準はほとんど見られない。それに対し、後漢にはその基準が明確に定められていた。『後漢書』卷四二「中山簡王焉伝に、

自中興至和帝時、皇子始封薨者、皆賻錢三千万・布三万匹。嗣王薨、賻錢千万・布万匹。

とあり、『後漢書』卷五五「濟北惠王寿伝に、

自永初已後、戎狄叛乱、国用不足、始封王薨、減賻錢為千万、布万匹。嗣王薨、五百万、布五千匹。とある。以上の史料によると、後漢における初代諸侯王に対する贈賻は、永初以前には錢三千万・布三万匹であり、嗣王に対する贈賻は錢千万・布万匹であった。永初以降、国家支出の激増に伴い、初代諸侯王の贈賻は千万錢・布万匹となり、嗣王の贈賻は五百万錢・布五千匹となっていた。中山簡王焉伝における「皆賻」という表現を見ると、後漢において王に対する贈賻は必ずしも法令によって規定されたものではなく、その基準は故事の形で存在していた可能性が高いと考えられる。

以上、漢代の贈賻制度を検討してきた。前漢宣帝期より前に贈賻の贈与に関する二年律令と中元二年詔が現れたが、それらには贈賻・贈賻の制度がまったく見られない。また、そのように法令の形によって定められた贈賻の基準は、その後の漢代においてほとんど存在が確認できない。宣帝以降、二千石・丞相・諸侯王などに与えられる贈賻は主に故事の形によって行われていた。宣帝、特に元帝期において儒教の国教化<sup>①</sup>とともに、儒家儀礼がさらに重視されるようになっていった。当時、儒家凶礼は現実の喪葬にも強い影響を与えていたと考えられる。これに伴い、凶礼に規定される贈賻はしばしば行われるようになり、徐々に贈与の伝統が形成され、さらに故事の形で参照されるようになっていった。

従つて、宣帝以降の贈賻の贈与は後に故事として扱われるようになったと想定される。

廣瀬薫雄氏の指摘によれば、漢代の故事は帝室や各官署においてそれぞれ独自に形成され、それが内部規定としての役割を果たしていた。それは常に一度の行為を前提として形成された慣例であり、国家が統一的に制定した法典ではなかった<sup>23)</sup>。以上の検討より、贈賻の基準に関する漢代の故事は、二千石・丞相・諸侯王などの喪葬儀礼の現場において形成された贈与についての慣例であつたと言えるであろう。

## 二 西晋の贈賻制度

三国時代における贈賻の例は極めて少なく、当時の贈賻制度を明らかにすることは難しい。しかし、西晋になると、法律や制度の整備とともに、贈賻制度も確立されていった。本節では西晋の贈賻制度について検討する。

### (1) 『晋書』に見える贈賻の制度

西晋の令典には喪葬令という篇目が存在し、その内容は官員の喪葬事務に関わる令文であつた。しかし、晋令はすでに散逸してしまつたため、この令の内容をつぶさに検討するのは難しい。張鵬一氏は残された晋令の佚文や自身の研究によつて、晋令を全般的に復原している。張氏が復原した喪葬令には、官員の贈賻を定める令文（以下「贈賻条」と称す）が見える。その贈賻条に、

三公・大司馬・大將軍薨、天子發哀于朝堂、賜秘器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹、加諡。

とある。この「贈賻条」は『晋書』各伝に基づき、まとめられたものであるが、この条文と一致しない『晋書』の記事

が幾つか存在している。そのため、「贈賻条」に関連する史料を網羅的に整理し、西晋の贈賻制度をさらに検討する必要があると考えられる。『晋書』における贈賻の贈与に関する記載をまとめると、以下のようなになる。

人物	死亡年	官職	贈官	贈賻内容
王沈	泰始二年 (二六六)	驃騎將軍 (第二品)	司空 (第一品)	帝素服举哀、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百疋・葬田一頃、諡曰元。〔『晋書』卷三九 王沈伝〕
王祥	泰始五年 (二六九)	太保 (第一品)	無載	詔賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布帛百疋。〔『晋書』卷三三 王祥伝〕
裴秀	泰始七年 (二七一)	司空 (第一品)	無載	詔曰、「(中略) 其賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百疋、諡曰元」。〔『晋書』卷三五 裴秀伝〕
石苞	泰始八年 (二七二)	司徒 (第一品)	無載	帝發哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百疋。〔『晋書』卷三三 石苞伝〕
鄭袤	泰始九年 (二七三)	司空 (第一品)	無載	帝於東堂發哀、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・絹布各百疋、以供喪事。〔『晋書』卷四四 鄭袤伝〕
鄭沖	泰始十年 (二七四)	太傅 (第一品)	無載	帝於朝堂發哀、追贈太傅、賜祕器・朝服・衣一襲・錢三十万・布百疋。〔『晋書』卷三三 鄭沖伝〕
荀顗	泰始十年	太尉 (第一品)	無載	詔曰、「(中略) 其賜温明祕器・朝服一具・衣一襲。諡曰康」。〔『晋書』卷三九 荀顗伝〕
侯史光	泰始中	少府卿 (第三品)	無載	詔賜朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百疋。〔『晋書』卷四五 侯史光伝〕

何曾	咸寧四年 (二七八)	太宰 (第一品)	無載	帝於朝堂素服奉哀、賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百疋。(『晋書』卷三三 何曾伝)
盧欽	咸寧四年 (二七八)	尚書僕射 (第三品)	開府儀同三司 (第一品)	詔曰、「中略」、賜祕器・朝服一具・衣一襲・布五十疋・錢三十万」。(『晋書』卷四四 盧欽伝)
羊祜	咸寧四年	征南大將軍 (第二品)	太傅 (第一品)	賜以東園祕器・朝服一襲・錢三十万・布百疋。(『晋書』卷三四 羊祜伝)
山濤	太康四年 (二八三)	司徒 (第一品)	司徒	詔賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢五十万・布百疋、以供喪事。(『晋書』卷四三 山濤伝)
荀勗	太康十年 (二八九)	尚書令 (第三品)	司徒 (第一品)	詔贈司徒、賜東園祕器・朝服一具・錢五十万・布百疋。(『晋書』卷三九 荀勗伝)

張氏は「贈賻条」の対象を三公・大司馬・大將軍に限定している。西晋における三公は、すなわち太尉・司空・司徒であった。しかし、前掲の史料には、大司馬・大將軍の職を持っている官員が見られない。また、三公のほか、太宰・太傅・太保・驃騎將軍・尚書僕射・征南大將軍・尚書令などの官員も「贈賻条」の贈与を得ている。そのため、張氏が復原した「贈賻条」の対象は、必ずしも確かなものではないであろう。

前掲の表に見える太宰・太傅・太保の官職は、西晋においては三公・大司馬・大將軍とともに「八公」と呼ばれ<sup>23)</sup>、すべて晋官品の第一品に属する。また、王沈・盧欽・羊祜・荀勗は生前には、第一品の官職を持っていなかったが、死後には第一品の贈官を賜与された。ただし、少府卿の侯史光に対する贈官については、『晋書』に記されていないため確認できない。亡くなった官員に贈る贈官は、常に喪葬儀礼や贈賻物品の等級標準とされていた。そのため、贈官が確認できない侯史光を除けば、「贈賻条」のような贈与を得た官員はすべて一品の官職或いは贈官を持っている。つまり、



「贈賻条」に限定される贈賻の対象は、一品官員であった可能性が高い。

張氏は「贈賻条」の規定を晋喪葬令の令文として復原している。前掲の史料における贈賻の数量は少し異なっているが、それらの記録の構造や内容は「贈賻条」と基本的に同じである。つまり、上述した官員に対する贈賻は、「贈賻条」のような規定に従って行われていたものであろう。

しかし、前掲の表にあるように贈賻の実例として初めて見えるのは泰始二年の王沈に対する贈与である。晋泰始律令は泰始四年に公布されたものであるので、泰始二年の王沈に対する贈賻はその喪葬令を参照したわけではない。また、泰始令は全面的に漢魏の法令をまとめ、編纂されたものである。前述したように、漢代における贈賻の贈与は主に故事に従い、「贈賻条」のような法令に従った贈与の構造はまったく見出せない。そのため、「贈賻条」を喪葬令の条文とする復原は妥当なものとは言えないであろう。

この復原には以上のような問題点が存在するので、以下では「贈賻条」の法的な形式について検討したい。贈賻を受ける者の身分を見ると、ほとんど一品官員であった。前掲の史料に見える「贈賻条」のような贈賻を受けた最も早い例は、泰始二年に死亡した王沈である。王沈は幾つかの要職に任じられ、死亡した後、司空の贈官を与えられた。王沈は初めて死亡した一品官員であるので、彼に対する贈賻はある程度その後の一品官員に対する贈賻の慣例になり、結局故事となったと想定される。西晋の故事の制定について『唐六典』卷六 刑部尚書郎中員外郎条に、

晋賈充等撰律令、兼刪定當時制詔之条、為故事三十卷、与律令並行。

とある。西晋の故事は当時の制詔に基づいて編纂されたものであり、泰始三年にその編纂事業が完成し、泰始四年正月に律典・令典とともに公布された。そのため、その故事は泰始三年以前の制詔に基づくものであったことがわかる。前掲の史料に見える一品官員に対する贈賻の記録の内容は互いに似ており、また、王祥・裴秀などの贈賻の記事は詔から引用されたものであり、そして、そのような詔の様式は南朝まで存続している。『梁書』卷三一 袁昂伝に、

大同六年(五四〇)薨、時年八十。詔曰、「(前略)給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢二十万・絹布一百疋・蠟

二百斤、即日卒哀」。

とある。以上により、前掲の贈賻の記載は実際の詔によつたものであると推定できる。とすれば、王沈に対する贈賻の記述も詔から引用されたものである。上述の考察を要約すると、以下の三点のようになる。

(1) 西晋の故事は主に泰始三年以前の詔によつて編纂されたものである。

(2) 『晋書』における王沈に対する贈賻の記録は詔から引用されたと推定できる。

(3) 王沈は泰始二年に死亡し、泰始三年以前に亡くなった唯一の一品官員である。

この三点から、筆者は王沈に対する贈賻の詔は泰始四年に公布された故事に収められ、その後一品官員に対する贈賻の基準となつたと考える。すなわち、「贈賻条」のような規定は、西晋の喪葬令ではなく、故事の形によつて存在してゐたと考えて大過ないであろう。

## (2) 西晋における「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚制度

前掲の贈賻の史料には、賻と襚の贈与が見られる。その中で賻の内容は錢と織物の二種類を包括している。前節で述べたように、後漢における賻の贈与は常に錢・織物・穀物を組み合わせて行われていたが、当時この三種類の組み合わせは未だ統一されてはいなかった。西晋は後漢以来の賻の内容を整理し、錢と織物の贈与を定めたと考えられる。

また、それらの贈与に見える「朝服一具」・「衣一襲」の贈与は襚に属する。しかし、西晋より前の贈襚にはこのような内容が存在しなかつたのみならず、当時儀礼の一部としての服制にも「朝服一具」のようなものもまつたく見えない。西晋以後、「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚は頻繁に行われており、南北朝における贈襚の内容はこれらの贈与を主としていた<sup>20</sup>。そのため、「朝服一具」の服制は如何にして形成されたか、如何にして「衣一襲」と合わせて西晋における贈襚の内容となつたか、などの問題を検討しなければならない。

## 1 「朝服一具」の内容

西晋の贈襜に見える「朝服一具」は、当時の服制から派生したものである。西晋の服制に定められた「朝服一具」は朝廷側において身分の高下を可視的に表示する常用の服であり、西晋において初めて確立されたものである<sup>25</sup>。朝服は後漢においてすでに現れているが、その詳細についての記載はほとんど残っていない。しかし、次の『統漢書』志三〇輿服下から、西晋の朝服は後漢以来の袍服に基づいたものであることがわかる。

服衣、深衣制。有袍、隨五時色。袍者、或曰周公抱成王宴居、故施袍。『礼記』「孔子衣縫掖之衣」。縫掖其袖、合而縫大之、近今袍者也。今下至賤更小史、皆通制袍・単衣・皁緣領袖・中衣、為朝服云。

『統漢書』が西晋に編纂されたものであるため、右に見える「今」が西晋のことと指すであろう。朝服は一つの服を指すのではなく、袍・単衣・中衣などによって構成される服の組み合わせである。また、西晋の「朝服一具」の内容については、次の『宋書』卷一八 礼志五から窺うことができる。

朝服一具、冠幘各一、絳緋袍・皁緣中単衣・領袖各一領、革帶・袷袴各一、舄・袜各一量、簪導餉自副。四時朝服者、加絳絹黃緋・青緋・皁緋袍単衣各一領。五時朝服者、加給白絹袍単衣一領。

南朝宋の礼制は基本的に『晋礼』を踏襲しているのであるので、西晋の「朝服一具」の具体的な内容については『宋書』礼志の記載を参照できると考えられる。ここに見える「朝服一具」の主体（袍・単衣・中衣）は『統漢書』輿服下に見える朝服に関する記載と同じであるが、朝服のほかに冠・帶・舄なども含んでいる。

曹魏末年、魏晋の嬗代のために、晋王司馬昭は新たな国家制度の確立を図り、全面的に漢代以来の儀礼・法律・官制を整理させた<sup>26</sup>。その背景を踏まえ考えれば、当時儀礼の一部としての服制を整理する際、漢代以来の袍服に基づき、また服以外の冠・帶・舄などを加え、晋の「朝服一具」の服制を定めたと推定できる。

漢晋における贈賻制度について（劉）

## 2 贈襚としての「朝服一具」

前掲した二年律令の二八三簡・二八四簡によると、前漢には二千石から六百石までの官員に対する贈襚が存在しており、その贈襚には「官衣裳」が見られる。二年律令に見える「官衣裳」は公的な服であると確認できる<sup>27)</sup>。史料が不足しているため、前漢における「官衣裳」の具体的な形態や機能などについては知ることができない。斂衣としての機能を見ると、二年律令における「官衣裳」は西晋の「朝服一具」の贈襚と類似したものであると考えられる。つまり、西晋の「朝服一具」のような公的な服を国家の贈襚とする制度は遅くとも前漢に遡ることができる。

上述した制度面の他に、漢代から公的な服を斂衣や副葬の服とすることが一般的に行われていた。漢代における官員の斂衣や副葬の服に関する体系的な史料は欠けているが、考古学資料には、それらの服の実態を窺う手掛かりがある。武威磨嘴子漢墓における第六二号墓は王莽時期の墓と確認されている。その墓からは墓主の身分を証明できるものは発見されなかったが、副葬品に基づいて、墓主は生前に高い職を持っていた官員であるとされている<sup>28)</sup>。その墓主は頭部に「漆纒籠巾」と「短耳屋形冠」をかぶっており、体に赤い袍を着ていた。その巾と冠の組み合わせについては、孫機氏の研究によると、漢代の「武弁大冠」、すなわち武官の冠である<sup>29)</sup>。墓主が着用していた斂服は、二年律令の二八三簡・二八四簡に見えるそれぞれの上着と下着の「官衣裳」の形とは全く異なっており、上着と下着を合わせる連体の袍である<sup>30)</sup>。前掲の『続漢書』輿服下に見える朝服は袍を主体としたものである。また、武威磨嘴子四九号墓（後漢中期）における墓主の頭部には冠があり、発掘者は冠の竹筋の形を根拠としてその冠を「進賢冠」であると推定している<sup>31)</sup>。「進賢冠」は漢代では一般の文官が朝服とともに用いていた冠である<sup>32)</sup>。六二号と四九号墓の冠服から見ると、それは公的な服であろう。以上の考古学資料によれば、遅くとも前漢の末期から官員はすでに公的な服を着用して棺に納められていたのである。

後漢になると、服制の整備が加えられ、中には太皇太后と皇太后の死後に朝服を副葬する制度も見える。『続漢書』  
志六 礼儀志 太皇太后・皇太后崩条に、

諸郊廟祭服皆下便房。五時朝服各一襲在陵寢、其餘及宴服皆封以篋笥、藏宮殿後閣室。

とある。この史料は太皇太后と皇太后が死亡して先帝と合葬する場合の副葬品の内容を記したものであり、それらの中には陵寢に入れる「五時朝服」がある。五時朝服は『晋書』卷二五 輿服志に見える最もランクの高い朝服である<sup>33</sup>。つまり、後漢の儀礼には、最もランクの高い朝服を太皇太后・皇太后に対する副葬の服とすることが定められていた。また、『三國志』卷二八 王凌伝には朝服を着用して埋葬される実例も見える。

乃発(王)凌・(令狐)愚塚、剖棺、暴尸於所近市三日、燒其印綬・朝服、親土埋之。

ここから、王凌・令狐愚の棺には朝服が納められていたことがわかる。さらに、ここに見える「親土」は肌を直接に土に接触させて埋葬するという意味であり、すなわち裸の葬である。王凌と令狐愚が朝服を焼かれて裸の葬をされたということを踏まえると、もともとこの二人は朝服を着用して納棺されていた可能性が高い。その様子は磨嘴子第四九号と六二号漢墓における事例と類似していたと考えられる。

西晋より前の納棺の服の実態をまとめると、前漢末期以降、官員が公的な服を着用して棺に納められることは普遍的に行われていた。服制が完備するとともに、太皇太后と皇太后のような帝室成員の葬礼において五時朝服を副葬の服とする儀礼が設けられた。以上により、前漢末期から公的な服は重要な斂服或いは副葬の服となっていたと推定できる。

前述したように、「朝服一具」は西晋より前の服制や贈綬にはまったく見られない。西晋は漢代の袍服により、「朝服一具」の服制を定め、またそれを最も常用の公的な服としていた。よって、漢代以来の斂服や副葬の服の実態を踏まえ、西晋が「朝服一具」を選定し、国家の贈綬としたと考えて大過ないであろう。

### 3 「衣一襲」の内容

漢晋における贈賻制度について(劉)

前掲の西晋における一品官員に対する贈襜の中には「衣一襲」も見える。その「衣一襲」は「朝服一具」と同じようにただ一つの服を指すのではなく、複数の服で構成されていた。この点については、次の『史記』巻九九 叔孫通伝に見える「衣一襲」を注釈する『索隱』に、

『国語』謂之一称。賈逵案、『礼記』袍必有表、不単。衣必有裳、謂之一称。杜預云、衣単・複具、云称也。

とある。また、『漢書』巻四三 叔孫通伝の「衣一襲」を注釈する顔師古注に、

師古曰、一襲上下皆具也。今人呼為一副也。

とある。『索隱』は「襲」が「称」であり、顔師古は「襲」が「副」であると、それぞれ解釈しているが、「称」・「副」及び「襲」は同様の意味であり、いずれも服の組み合わせを指すものである<sup>33)</sup>。それらの解釈はすべて賈逵が引用する『礼記』喪大記から生じたと思われる。この史料の大意は次のとおりである。小斂の袍は単衣ではなく、必ず表があり、小斂の衣（上着）は必ず裳（下着）を組み合わせ、それらは「一称」と呼ぶ。実は「一称」は內衣としての袍と外衣としての衣・裳を含む。また、「一称」と「一襲」の意味は同じであるので、「一襲」は內衣（袍）と外衣（衣・裳）の二組を含むものと思われる。そのため、西晋における贈襜の「衣一襲」には袍・衣・裳が含まれていたと考えられる<sup>34)</sup>。そのほか、同じように服の組み合わせの意味であるが、「朝服一具」と「衣一襲」とでは、「具」と「襲」の数え方が異なっている。劉世儒氏の研究によると、魏晋南北朝の「具」は種類が異なるものを組み合わせたセットという意味がある<sup>35)</sup>。「朝服一具」は衣服以外の冠・帯・舄も含むもので、種類が異なるものの組み合わせであろう。それと異なり、「衣一襲」は袍・衣・裳などの服のみで構成されるので、同じ種類のものである。そのため、「朝服一具」と「衣一襲」とでは、数え方が異なっている。

「衣一襲」は西晋より前にしばしば恩賞として下賜されていた。漢晋の服制に定められた公的な服は祭服と朝服があるが、官員の日常起居の私的な服については限定していない。漢晋の服制は「衣一襲」が具体的にどのような衣服であ

ったのかについて規定していないため、それは私的な場面に着用する服に相当すると想定される。以上の検討より、西晋における「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚は身分の高下を表示する朝服と日常起居の私的な服を合わせて官員に贈し、納棺させるものであることが明らかとなった。つまり、西晋の贈襚は現実における公私両面の服を合わせて形成されたものであった。

### (3) 泰始律令における故事

以上、西晋における一品官員に対する贈賻の故事、及びその中に見える「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚の成立について考察してきた。西晋の贈賻制度は、漢代と同じように故事の形によって定められた。しかし、慣例の側面の強かった漢代の故事と比べると、西晋の故事には法典的な性格がすでに備わっていた。本項では、西晋の故事の編纂過程や法的効用に対する検討を通して、その性格を検討してみたい。

曹魏末期、晋王に即位したばかりの司馬昭が賈充に命じて全般的な国家の法律を編纂させた。その内容は律典・令典・故事の三部を包括しており、それらは西晋が建国した後の泰始四年に統一的に公布された<sup>9)</sup>。泰始律令の具体的な内容は、次の『晋書』卷三〇 刑法志に、

(前略) 就漢九章增十一篇、仍其族類、正其体号、改旧律為刑名・法例、辨囚律為告劾・繫訊・斷獄、分盜律為請賊・詐偽・水火・毀亡、因事類為衛宮・違制、撰周官為諸侯律、合二十篇、六百二十条、二万七千六百五十七言。蠲其苛穢、存其清約、事從中典、歸于益時。其餘未宜除者、若軍事・田農・酤酒、未得皆從人心、權設其法、太平当除、故不入律、悉以為令。施行制度、以此設教、違令有罪則入律。其常事品式章程、各還其府、為故事。(中略) 凡律令合二千九百二十六条、十二万六千三百言、六十卷、故事三十卷。

とある。泰始律令の中国法史上最も画期的な意義は、未成熟な法典であった漢代の令の性格を改めたことである。漢代

漢晋における贈賻制度について(劉)

の令は皇帝の詔そのままを編纂・集録したものであるが、泰始律令の令典は、定められた行政準則であり、刑法の律典と並列する法典である<sup>38</sup>。ただし、泰始律令については律典と令典のほか、故事の設立がなされていることにも注目しなければならない。六〇巻の律令（二〇巻の律・四〇巻の令）に対して、故事の内容は三〇巻に至り、泰始律令の中で相当な分量を占めている。かつ両晋はこの三〇巻の故事を数回増補し、最終的に四三巻の「晋故事」としている<sup>39</sup>。

前述したように、漢代の故事は帝室や各官府においてそれぞれ形成された内部規定であり、国家が統一的に制定された法典ではなかった。それに対し、西晋の故事は律典・令典とともに編纂され、統一的に公布されたものである。また、西晋の故事の法源も漢代の故事とは異なっていた。漢代の故事は一度の行為を前提としての慣例である。しかし、前掲の『唐六典』巻六 刑部尚書郎中員外郎条「晋賈充等撰律令、兼刪定當時制詔之条、為故事三十卷、与律令並行」の記事に従えば、西晋の故事は皇帝の詔を法源とし、編纂や刪定などの作業を経た、恒久的な規定であった。以上を踏まえると、漢・晋の故事は、条文の成立や法源などの方面において顕著な差異が存在している。つまり、西晋の故事はすでに漢代の故事の性格を脱却し、律令体制下の独自の法典となされていたと考えられるのである。

西晋における故事の法的効用及び令との関係については、守屋美都雄氏が西晋の故事は「教化」の役割を持っていた令より、低次元の事務に関する規定であったと論じている<sup>40</sup>。また、滋賀秀三氏は前掲した『晋書』刑法志の記事によつて、故事は執務上の細則や先例を集めたものであると指摘している<sup>41</sup>。次の条文を見ると、西晋の故事は国家の基本的な制度にも触れるものであった。『初学記』巻二七 絹第九には、

晋故事、凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛・絹三疋・綿三斤。凡属諸侯、皆減租穀畝一斗、計所減以増諸侯、絹一疋、以其絹為諸侯秩。又分民租戸二斛、以為侯奉。其餘租及旧調絹二戸三疋綿三斤、書為公賦、九品相通、皆輸入于官、自如旧制。

とある。天野元之助氏の指摘によれば、この「晋故事」佚文の主要な内容は、「凡属諸侯」以下の部分で、国家が諸侯に分割する封戸の租調に関する規定である。その前半の「凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛・絹三疋・綿三斤」は封戸



の租調を分割する規定の前提に過ぎない<sup>④</sup>。その前提は、すなわち当時の租調制であり、もともと令典の条文であったと確認されている<sup>⑤</sup>。つまり、この「晋故事」は令典に定められた租調制の下での、諸侯封地の財政分配に関する細則であり、令典に言及されていない場合に対するより詳細な規定であろう。また、『太平御覽』卷二一〇 尚書令条に、

晋故事曰、賈充為尚書令、以目疾表置省事、於是遂置省事吏四人、品職章服与諸曹令史同。

とある。この条文は先例に従って尚書省の省事吏を設けたことを記したものである。西晋の官吏は主に泰始律令における「官品令」と「吏員令」に従って設けられていたが、ここに見える省事吏は「晋故事」によって設けられた職である。当然ながら、この省事吏は「官品令」と「吏員令」に設けられた各官職と同じような、国家の法定官吏である。

以上に挙げた二つの「晋故事」佚文から、西晋における故事の内容は確かに細則や先例であったが、法的な規制力としては律令と根本的な区別がなかったと考えられる。故事の来源や編目の方法などによれば、西晋の故事は、唐代の格と類似した特徴を持っており、格に先行するものである<sup>⑥</sup>。

以上の検討を整理すると、西晋泰始律令の故事は律典・令典と同時に編纂され、公布されたものであり、律典・令典とともに、国家の律令体制を構成する法典として、その規制力は律令と基本的に同じであったことがわかる。とすれば、そのような故事の法的性格を踏まえると、本節で検討してきた贈贖に関する西晋の故事は、律令体制下の国家制度の一つとして捉えることができる。

## おわりに

本稿で考察を行ってきたのは、中国古代における贈贖の基準や数量に関する制度が如何にして形成され、如何にして国家の律令体制の中に取り入れられたのかという問題についてである。先秦時代においては贈贖の贈与は主に儀礼に従っていた。漢代になると、律や詔によって贈贖の贈与が部分的に規定されるようになっていったが、宣帝期から、贈贖に

関わる故事が形成されるようになり、その後、贈賻の贈与は主に故事に従うようになった。前漢の故事に基づく贈賻の贈与はさらに後漢に踏襲された。漢代における贈賻の故事は、官員の葬礼において贈賻の贈与がしばしば行われるようになったため、徐々に贈与の基準や内容に関する慣例となつていった。それ故このような故事に従つていた漢代の贈賻は、未だ整備された国家の制度ではなかつたと言える。

『晋書』各伝における一品官員に対する贈賻には賻・襚の贈与が見える。その中で賻の内容は後漢以来に形成されてきた錢・織物の贈与を継承している。襚の贈与は後漢の朝服制度に基づいて制定された「朝服一具」という公的な服と「衣一襲」という私的な服を合わせて構成されるものであった。『晋書』に見えるこれらの贈賻の記述は、それぞれよく似ており、当時の故事に従つて行われていたと推定できる。慣例としての漢代の故事とは異なり、西晋の故事は国家の法典の一部であり、律典・令典とともに、国家の律令体制を構成する重要な部分であった。西晋の故事は内容上、細則や先例のような規定であつたが、その法的な規制力は律令と基本的に同じである。贈賻の贈与はその基準や内容を規定する西晋の故事の成立によつて、初めて律令体制に基づく国家制度となつたのである。

本稿は、漢晋における贈賻制度の形成、及び贈賻贈与に関する西晋故事の成立について考察してきた。西晋の贈賻制度、とりわけその「朝服一具」・「衣一襲」の贈賻制度は、東晋南朝に踏襲されたのみならず、北魏の太和改制以後においても参照され続けていた。西晋の贈賻制度が如何にして南北朝時代に継承されたか、さらにそれが如何にして唐贈賻制度へと至つたのかという問題については今後の課題としたい。

## 註

- (1) 『大唐開元礼』卷一三四 凶礼 勅使弔 贈賻条参照。  
 (2) 『儀礼』士喪礼・既夕礼や『礼記』雜記の記載参照。

- (3) 拙稿「唐代の贈賻制度について—唐喪葬令を中心として—」『史学雑誌』一二二—一二三、二〇一三年）参照。
- (4) 滋賀秀三『中国法制史論集』第一章第三節「魏・晋・南北朝——真正律令形成期（法源の整頓）」（創文社、二〇〇三年）参照。
- (5) 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』第三篇第七章「漢代贈賻考」（日本学術振興会、一九六二年）参照。
- (6) 杉本憲司「漢代の法賻について」（大阪府立大学社会科学研究会『社会科学論集』二、一九七一年）参照。上述の贈賻に関する研究が制度をめぐってのものであったのに対して、佐伯富氏は贈賻に関する思想的な背景に論及する（佐伯氏「漢代の贈賻について」『史林』六二—五、一九七九年参照）。また、斉書深氏は漢代の国家から贈られる賻を研究するとともに、人々の私的な贈賻にも注目する（斉氏「漢代贈賻初探」『社会科学戦線』一九八九—五、同氏「漢代喪贈芻議」『求是学刊』一九九五—二参照）。そのほか、杜林淵氏は後漢において官員に対する贈賻の量を検討しているが、その結論は各級官員の秩の比率によって推算されたものである。杜氏の研究では、根拠とした史料が明記されていない（杜氏「東漢贈賻制度研究」『東南文化』二〇〇七—二参照）。
- (7) 張鵬一遺著・徐清廉校補『晋令輯存』「喪葬令」（三秦出版社、一九八九年）一八一頁参照。
- (8) 本稿に引用する二年律令は、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡』（文物出版社、二〇〇六年）参照。
- (9) 富谷至『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』（朋友書店、二〇〇六年）一九一頁参照。彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七年）二〇九頁参照。
- (10) 前掲註(8)『張家山漢墓竹簡』四八頁参照。また、前掲註(9)『二年律令与奏讞書』二〇八頁参照。
- (11) 前掲註(9)富谷氏『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』一九一頁参照。また、漢代の居延漢簡に見える戍卒や隊長の部品には、「冑官衣」・「官襲」・「官袴」などのような衣物が見え、それらは官員が着用するものではなく、官給の衣物を指す（陳直『居延漢簡研究』天津古籍出版社、一九八六年、三九六頁参照。また、永田英正『居延漢簡の研究』同朋舎、一九八九年、一二四頁参照）。
- (12) 賜律二八二簡、「賜衣者六丈四尺、緣五尺、絮三斤。襦二丈二尺、緣丈、絮二斤。袴（袴）二丈一尺、絮一斤半。衾五丈二尺、

漢晋における贈賻制度について（劉）

- 縁二丈六尺、絮十一金」とある。また、二八五簡「官衣一、用纒六丈四尺、帛裏、毋絮。常（裳）一、用纒二丈」とある。
- (13) 柿沼陽平『中国古代貨幣經濟史研究』（汲古書院、二〇一一年）一五五頁参照。
- (14) 邢義田「從「如故事」和「便宜從事」看漢代行政中的經常與權變」（『治國安邦』中華書局、二〇一二年）三八三頁参照。
- (15) 前掲註(5) 鎌田氏『秦漢政治制度の研究』五三九頁参照。
- (16) 廣瀨氏『秦漢律令研究』第二部第六章「漢代の故事」（汲古書院、二〇一〇年）二五七頁参照。
- (17) 『統漢書』志六 禮儀志下に、劉昭注補「禮稽命徵曰、「天子飯以珠、哈以玉。諸侯飯以珠、哈以璧」とある。
- (18) 前掲の王音・王商・鄧弘以外、後漢の開國功臣である呉漢・祭遵の葬礼も霍光故事に従って行われたものである。『後漢書』卷一八 呉漢伝・同書卷二〇 祭遵伝参照。
- (19) 上記の『漢旧儀』に見える「賜棺・棺斂具」の部分は、『冊府元龜』卷三一八 宰輔部 褒寵 霍方進条では「賜棺斂具」と記している。引用する『漢書』顔師古注の『漢旧儀』では「棺」が二つ重なるため、その次の「棺」は衍字であると推定できる。
- (20) 前掲註(6) 杉本氏「漢代の法贖について」参照。
- (21) 福井重雅『漢代儒教の史的研究』（汲古書院、二〇〇五年）一〇六頁参照。
- (22) 漢代における故事の形成や性格については、前掲註(16) 廣瀨氏『秦漢律令研究』二五七参照。
- (23) 祝総斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』第六章第二節「二、西晋の三公・八公」（中国社会科学出版社、一九九〇年）参照。
- (24) 南北朝の史料には、「朝服一具・一衣一襲」の贈禮がしばしば見られる。南北朝における贈賻制度の詳細については、別稿を予定している。
- (25) 小林聡「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」（『東洋学報』七七―三・四、一九九六年）参照。
- (26) 『晋書』卷二 景帝紀に、「咸熙元年、二六四）秋七月、帝奏司空荀顛定禮儀、中護軍賈充正法律、尚書僕射裴秀議官制、太保鄭沖總而裁焉」とある。
- (27) 前掲註(9) 富谷氏『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（詁注篇）』一九一頁参照。

- (28) 甘肅省博物館「武威磨嘴子三座漢墓發掘簡報」(『文物』一九七二—二二) 参照。
- (29) 孫機「武士的弁・冠与頭飾」(『漢代物質文化資料圖說』文物出版社、一九九一年) 参照。
- (30) 袍は、先秦時代においては內衣であったが、後漢に至って外衣となったものである(前掲註(29)孫氏『漢代物質文化資料圖說』二四三頁参照)。二年律令に見える贈与の衣服はすべて上着(衣・襦)と下着(袴・裳)であり、袍のような上着と下着を合わせる服は見られない。その際、袍はまだ內衣のようなものであると考えられる。居延漢簡に見える袍はすでに常見される官給の衣服となっていた。五〇九・二六(甲二〇九四)簡に、「戍卒濟陰郡定陶池上里史國 臬官帛□袍一□□三斤 臬官棠履 二兩(後略)」とあり、また、F07J5・12簡に、「□官袍一領甲 官裘一領甲 官襲一領甲 官袴一兩在亭」とある。これら漢簡に見える「袍」はすでに外衣のようである(前掲前掲註(11)永田氏『居延漢簡の研究』一二四頁参照)。前漢では、袍は內衣から外衣への変化を経ていたと考えられる。
- (31) 前掲註(28)甘肅省博物館「武威磨嘴子三座漢墓發掘簡報」参照。
- (32) 原田淑人『増補漢六朝の服飾』(東洋文庫、一九六七年)一〇八頁参照。
- (33) 前掲註(25)小林氏「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」参照。
- (34) 『漢書』卷七 昭帝紀に、「賜衣被一襲、祠以中牢。(顔師古注、一襲、一称也。猶今言一副也。)」とある。
- (35) 前項において説明したように袍は先秦時代においては內衣であり、前漢になると外衣となっていた。『礼記』喪大記に見える袍は內衣であるが、西晋の袍は外衣である。
- (36) 劉氏『魏晋南北朝量詞研究』第三章第二組「具」(中華書局、一九六五年)参照。
- (37) 本稿は賈充が編纂した各法典の総称を泰始律令と称し、具体的な律・令・故事はそれぞれ律典・令典・故事と称する。
- (38) 富谷至「晋泰始律令への道 第二部魏晉の律と令」(『東方学報』(京都)七三、二〇〇一年)参照。
- (39) 賈充が編纂した故事は三〇卷であるが、『隋書』卷三三 經籍志・『旧唐書』卷四六 經籍志・『新唐書』卷五八 藝文志には、「晋故事」四三卷を著録している。守屋美都雄氏は、隋志・新旧唐志には晋の年号を冠した故事が幾つか存在していることを踏まえ、

漢晋における贈賻制度について(劉)

四三卷の「晋故事」は賈充本にのちの故事を補加したものであると考証する（守屋氏『中国古代の家族と国家』第四章「晋故事」について）東洋史研究会、一九六八年、六〇六・六〇七頁参照。これら故事の編纂時期が異なっているが、晋における故事の法的性格は変わっていないと考えられる。

(40) 前掲註(39)守屋氏『中国古代の家族と国家』六〇四頁参照。

(41) 前掲註(4)滋賀氏『中国法制史論集』六三頁参照。

(42) 天野氏「西晋の占田・課田についての試論」（大阪市立大学文学会『人文研究』八一九、一九五七年）参照。

(43) 張学鋒「西晋の占田・課田・租調制の再検討」（『東洋史研究』五九―一、二〇〇〇年）参照。また、前掲『晋令輯存』「佃令」

一四〇頁参照。

(44) 劉俊文『唐代法制研究』（文津出版社、一九九九年）一二一・一二二頁参照。また、富谷至「漢律から唐律へ―裁判規範と行為規範―」（『東方学報』（京都）八八、二〇一三年）参照。